

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月2日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等（財政援助団体）監査
- 2 監査の対象 新庄市土地開発公社
令和2年度の財務に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和3年6月18日から令和3年7月14日まで
- 4 監査の方法
監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。
- 5 監査の結果
市が出資している事業について監査した結果、予算の執行状況及び付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。